

(別紙)

鳥取県犬猫譲渡等促進サイトシステム構築・運用保守業務仕様書

1 業務の名称

鳥取県犬猫譲渡等促進サイトシステム構築・運用保守業務

2 業務の目的

鳥取県（以下「発注者」という。）は、県のホームページに収容・保護した犬猫等の情報を掲載して、希望者への譲渡を進めてきたが、新たに県、愛護ボランティア、飼い主が持つ犬猫の譲渡情報を集約し、譲渡者と譲受者がオンラインにより交渉することができるサイトを整備、運用することにより、犬猫の譲渡促進を図る。

3 業務期間

本業務の業務期間は契約締結の日から令和9年12月31日までとし、以下のとおり構築、運用保守を行うものとする。

- | | |
|-----------------|----------------------|
| (1) 構築期間 | 契約締結日から令和5年1月31日 |
| (2) 運用保守期間（テスト） | 令和5年2月1日から2月28日まで |
| (3) 運用保守期間（本番） | 令和5年3月1日から令和9年12月31日 |

4 納入物品

- (1) 実施計画書
- (2) 要件定義書
- (3) 基本設計書
- (4) 詳細設計書
- (5) テスト計画書
- (6) テスト仕様書兼報告書
- (7) 各種管理者マニュアル
- (8) 運用保守計画書
- (9) 業務完了報告書
- (10) ソフトウェア

ソフトウェアは鳥取県犬猫譲渡等促進サイトシステム（以下、「本システム」という。）が利用できるようサーバに導入及び設定を行ったうえで納入すること。

※(1)～(9)の納入物について、紙媒体及び電子データを電子媒体（CD-R又はDVD-R）に格納のうえ、5の場所に納入すること。※電子媒体は、CD-R又はDVD-Rとする。また、電子ファイルは、Microsoft社のWord、Excel、PowerPoint又はPDF（PDFファイル内の文字検索が可能なこと。）のいずれかの形式で提出すること。

5 納入場所

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課内

6 本業務の範囲

(1) 本システム構築業務

ア 本システムの構築作業

イ 本システムの稼働に必要なOS及びミドルウェア等の調達

ウ 試行運用及び本番環境の設定

(2) 運用保守業務

ア 本システムの運用及び保守

イ 障害対応

7 本システムの基本要件

(1) 本システムの概要

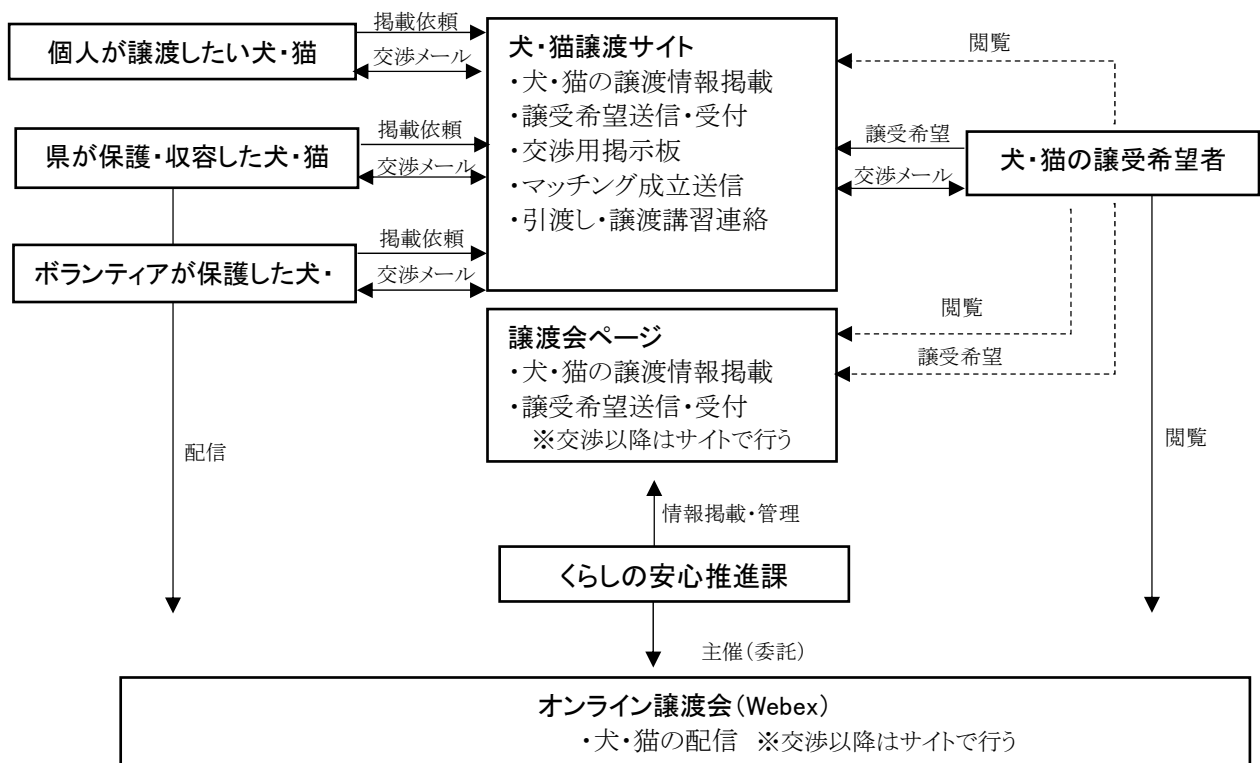
ア 譲渡者、譲受希望者は、県にサイトで登録申請(情報：住所、氏名、連絡先、希望等)し、譲渡者は各自で譲渡したい犬猫の情報を登録。譲受希望者は、登録された譲渡情報を見、譲受希望を譲渡者に送信する。

イ 譲渡者と譲受者との交渉、マッチングはサイト上でのメッセージ入力により当事者間で行えるものとする。また、当該やり取りは当事者及び管理者(県)のみが確認できるものとする。

ウ サイトの画面はスマホに対応した見やすいものとする。

エ サイトにはオンライン譲渡会情報を案内するページを設置する。

<サイトイメージ>



(2) 機能詳細

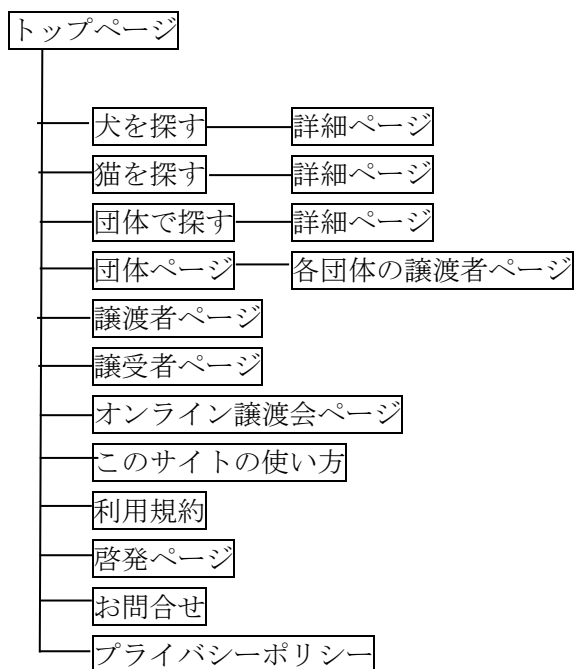
ア フロント（サイト）側システム

Web ページ構成項目	システム概要	機能詳細
トップページ	新着情報の掲載（画像） 各ページへのリンク	<ul style="list-style-type: none"> ・新着情報の画像閲覧 ・各種バナー表示
犬を探す／猫を探す／ 登録団体で探す	掲載動物の閲覧機能	<ul style="list-style-type: none"> ・動物検索機能（条件設定） ・検索結果一覧機能 ・動物詳細画面の表示
譲渡者ページ	基本機能	<ul style="list-style-type: none"> ・会員登録機能（利用規約への同意確認） →管理者側での承認機能 ・ログイン・ログアウト機能 ・退会機能
	動物投稿情報の管理機能	<ul style="list-style-type: none"> ・動物投稿情報の管理機能 新規投稿、編集、削除、一覧
	譲受者とのやりとり機能	<ul style="list-style-type: none"> ・投稿動物毎、譲受者毎のやりとり履歴一覧 ・返信機能
譲受者ページ	基本機能	<ul style="list-style-type: none"> ・会員登録機能（利用規約への同意確認） →管理者側での承認機能 ・ログイン・ログアウト機能 ・退会機能
	譲渡者とのやりとり機能	<ul style="list-style-type: none"> ・問合せ機能（種別：お問合せ、対面確認申込み、譲渡申込み、その他） ・投稿動物毎、飼い主毎のやりとり履歴一覧
団体ページ	基本機能	<ul style="list-style-type: none"> ・団体毎の掲載情報集約表示
オンライン譲渡会ページ	情報掲載ページ	<ul style="list-style-type: none"> ・譲渡会案内及びリンク先を掲載
このサイトの使い方	当該サイトの利用手順	<ul style="list-style-type: none"> ・指定した内容を掲載
啓発ページ	飼い主への啓発ページ	<ul style="list-style-type: none"> ・指定した内容を掲載
お問合せ	管理者側への問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・問い合わせ機能
プライバシーポリシー	個人情報の取扱い方針等	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者と協議して掲載
利用規約	当該サイトを利用するにあたっての規約	<ul style="list-style-type: none"> ・指定した内容を掲載

イ 総管理画面

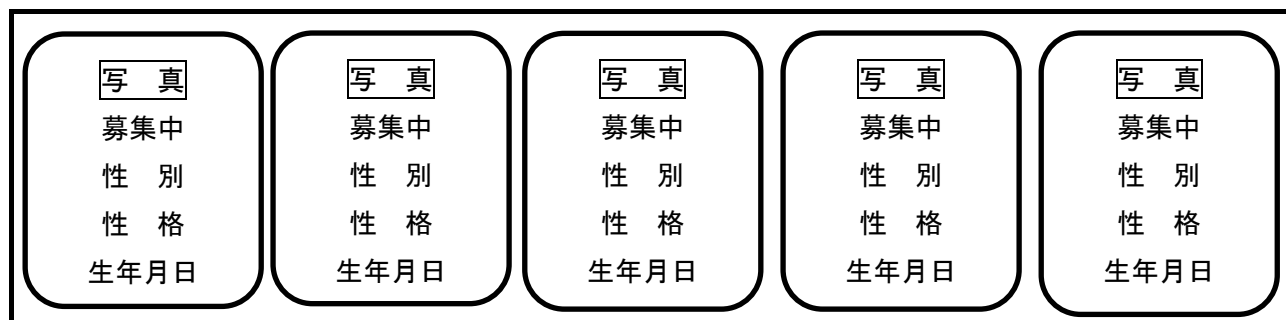
管理機能	機能詳細
譲渡者情報管理	<ul style="list-style-type: none"> ・譲渡者の承認機能・譲渡者情報の検索機能・一覧、編集、削除機能
譲受者情報管理	<ul style="list-style-type: none"> ・譲受者の承認機能・譲受者情報の検索機能・一覧、編集、削除機能
動物情報管理	<ul style="list-style-type: none"> ・動物情報の承認機能・動物情報の検索機能・一覧、編集、削除機能
やりとり情報管理	<ul style="list-style-type: none"> ・やりとり情報の承認機能・やりとり情報の検索機能・一覧、編集、削除機能

ウ サイト構成図 (イメージ)



エ サイトイメージ

○トップページ



○個別情報

写真(複数枚)	種類(犬・猫) 犬種、猫種 性別(オス、メス) 生年月日 (体重) 不妊去勢手術の未済 持病 性格 現在の飼育場所
動画リンク先	

(3) システム開発要件

- ア 画面は多色表示による GUI に優れたものであること。
- イ 飼い主ページでの動物の投稿は、画像のアップロードを1枚必須で設定し、その他入力項目を空欄で投稿しようとした場合や画像が不足の場合は、エラー表示を行うこと。また画像のアップロードは1つの動物個別情報につき3枚以上掲載を可能とすること。
また、任意で飼い主等が YouTube 等動画投稿サイトに投稿している動画へのリンクを掲載が可能であること。
- ウ オンライン譲渡会ページには、県が別途オンラインミーティングシステム（Cisco Webex を想定）を使用して開催するオンライン譲渡会の情報が掲載できること。
- エ 総管理画面はサーバ上で操作するものとし、各種管理の他、すべての入力データをデータベースに反映し、CSV 形式でエクスポート可能であること。
- オ ウェブページから、譲渡者及び譲受者が申請、変更等、管理者が承認を行えること。

(4) システムの利用範囲

ア システムの利用者

本システムの利用者は以下のとおりとする。

なお、将来的に利用者が増えても、新たにライセンス費用を必要としないこと。また、利用者の掲載情報が増加した場合でも追加の費用を必要としないこと。ただし、サーバスペック等を増強する場合は別途相談とする。

利用者	人数
譲渡者	約 200 人／年
譲受者	約 200 人／年
登録団体	約 20 団体
鳥取県職員	10 名程度

(5) 役割分担

適正かつ確実に業務を実施するため、県と受注者の役割分担を明確にすること。

(6) その他、構築付帯要件

- ア システム構築のために必要なツール等については、受注者が用意すること。
- イ 開発環境は、受注者が用意すること。
- ウ SNS 等のツールを利用する場合は、「政府機関・地方公共団体等における業務での LINE 利用状況調査を踏まえた今後の LINE サービス等の利用の際の考え方（ガイドライン）（<https://www.fsa.go.jp/news/r2/sonota/20210430-3/20210430-3.html>）」に準拠すること。
- エ 動作確認・検証環境を別に構築し、システム変更等の際に本番環境に影響を与えずに事前確認がおこなえること。
- オ Android や iOS 等のアップデートに伴う、追加費用が発生しないこと。
- カ 総務省により策定された「みんなの公共サイト運用ガイドライン」（<https://waic.jp/docs/jis2016/compliance-guidelines/202104/>）の手順に基づき、JIS X 8341-3：2016 の適合レベル AA に準拠すること。

8 機能要件

上記7に記載している、機能実現のための対応案を提案すること。

記述されていない詳細な機能仕様については、別途、県と検討協議の上、要件定義を行うこととする。

上記要件を満たした上で、本業務の目的や基本方針等に即してユーザビリティ向上、機能の効率化、経費の削減等を実現する有効な機能、方策があれば提案すること。

9 非機能要件

本システムの動作環境については、以下の事項を踏まえ検討すること。

(1) ハードウェア

ア サーバ

(ア) 本システムを稼働させるために必要なサーバをクラウド上に導入すること。なお、サーバの導入にあたっては国内のデータセンターを活用すること。

(イ) ファイアウォール等の主要機器は常時稼働させること。

(ウ) 効率性と可用性を確保するため、負荷分散や冗長性を考慮した構成とすること。

(エ) 発注者が必要と認めた場合には、機器が設置されているデータセンターへの立ち入り調査又はこれに準ずる効果を有する調査を実施できること。

(オ) サーバ及びドメインの使用等に要する経費は、受託者が負担すること。また、サーバへアクセスするためのインターネット接続環境については受託者において整備すること。

イ パソコン、プリンタ

標準的なパーソナルコンピュータ及びプリンタで利用できること。また、現在サポートされている Windows で利用できること。また、OS に対応したブラウザ（仮想ブラウザ含む）で利用できること。

【県庁の標準的なPC の仕様】

- ・OS : Microsoft Windows 10 Pro (64bit)
- ・CPU : core i5又はcore i7
- ・メモリ : 16GB 以上
- ・ハードディスク容量 : 256GB以上
- ・ディスプレイ : 13.3インチ以上14インチ以下/TFT カラー
- ・解像度/色数 : 1600×900 ドット/1677 万色 (WXGA++)
- ・ネットワーク : 1000Base-T/100Base-TX/10Base-T と同等以上のもの
Wi-Fi-6 (802.11ax) 以上
Bluetooth v5.0
- ・主なソフト : Microsoft office、IBM Lotus Notes9、
Windows Remote Desktop Service CAL
- ・webブラウザ : Google chrome、Microsoft Edge、FireFox、Secure Browse

ウ スマートフォン等

一般に広く流通しているスマートフォン及びタブレットで利用できること。また、各端末の主要な OS である Android、iOS に対応すること。

(2) ソフトウェア

システムの構築・稼働のために、パッケージソフトや各種ミドルウェア・ツール等のソフトウェア製品を用いる場合には、受注者においてそのソフトウェア製品の取得・納入・導入・設定等を実施すること。

(3) ネットワーク

本システムは、インターネットを利用してシステム環境を提供すること。

インターネット経由でアクセスする機能については、常時暗号化通信により本システムと接続すること。

10 セキュリティ対策

情報の改ざん、漏えい等、システムへの不正アクセスの防止対策及びコンピューターウイルス等のセキュリティ対策、個人情報の保護等に万全を期し、機密性、完全性、可用性、暗号化通信等、セキュリティに必要な機能を構築すること。

また、本業務の特徴を踏まえ、業務実施において想定される人的、物理的、技術的セキュリティリスクに関して、特に留意するリスクと対策の方針、考え方等を具体的に提案すること。

(1) 機密性の確保

ア 操作者を許可された者に限定するため、ID及びパスワード等により操作者を特定することができること。

イ 利用権限により、閲覧・編集できるデータを制限することができること。

ウ アクセスログ（日時、アクセス先、アクセス者名、操作状況等）を採取し、セキュリティインシデントが発生した場合に追跡調査ができること。

エ 入力したデータの妥当性を本システムで適正に検査し、矛盾等を極力生じさせないこと。

オ アクセスログ及び各種通信ログは、システム上で最低2年分を保持し、外部記録媒体等で最低5年分を別途保持すること。

カ ウイルス対策ソフトを導入し、利用期間中、常に最新のウイルス定義ファイルを適用すること。

キ OS、ウイルス対策ソフト、ミドルウェア、ソフトウェア等は導入時最新のものとする。既知のセキュリティホール（脆弱性）については、すべて対策を講じること。また、保守・運用時も含めて常にこれを保つこと。

キ 保守・運用時も含めて、ファイアウォール等による不正侵入防止、侵入検知及び改ざん検知対策を行うこと。

ク アクセス権限を管理するためのパスワードは、初期設定のもの利用はしないこと。仮パスワードを含め、10文字以上20文字未満で文字列は英大文字、英小文字、数字、記号の4種類のうち3種類以上を組み合わせたものが登録できることとすること。

ケ IPA「安全なウェブサイトの作り方」を参考にし、全ページにSSL対応を行うとともに、本サイトに係るウイルス対策、不正アクセス、改ざん防止等についての情報セキュリティ対策を講じること。

(2) 個人情報の取扱い

本システムは、業務の特性上、非常に機密性の高い個人情報を取扱うため、個人情報の取扱いについては、十分なセキュリティ対策を講じること。特に、個人情報が含まれるデータは、インターネットから直接アクセス出来ないこととし、国内サーバで管理することとするほか、発注者の指示により削除を可能とすること。

11 システムテスト

構築業務の期間中に、システムの機能を検証するための運用試験を整備場所で行い、結果を発注者に報告し、不備があれば、構築業務の期間中に改善すること。

12 保守運用

保守運用業務を以下のとおり実施すること。

(1) 対応時間

午前8時30分から午後5時15分まで365日対応とする。

(2) 対象

本業務で構築するソフトウェア

(3) 運用対応等

ア システム障害（システムがダウンした際の復旧等）への対応は鳥取県からの連絡後、2時間以内に着手することとする。

イ システムのアクセス監視による不正アクセス、異常アクセスなどへの対応を行うこと。

ウ ソフトウェア障害がないか監視するとともに、障害があった場合は速やかに対応すること。

エ 障害があった場合、データメンテナンス、ログ解析を行うこと。

オ 月単位でアクセス件数の収集を行うとともに、その解析を行うこと。

カ データを原則、月1回以上、バックアップし、1月間保存すること。

キ 障害等への問い合わせに速やかに対応できるような体制を設けること。

ク OS等へのセキュリティパッチの適用、サービスの修正、更新等のメンテナンスを受注者の負担で行うものとする。その場合、事前に発注者に連絡を行うこと。

ケ システム変更等の負担の考え方を提案すること。

コ 県が他システムを開発（新規、変更）するに当たって、本システムと関係する事項において技術面での支援を行うこと。

サ 情報セキュリティインシデントが発生した際には、速やかに被害拡大防止、原因特定等を行うこと。

13 その他の基本事項

(1) 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

(2) 資料提供

ア 受注者から発注者に対し、本業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、発注者と受注者が協議の上、発注者は受注者に対し、無償でこれらの提供を行う。

イ 受注者は、発注者から提供された本業務に関する資料等を善良なる管理者の注意をもって管理し、保管し、かつ、本業務以外の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。

ウ 受注者は、本業務に係る契約が満了し、若しくは解除されたとき、又は資料等が本業務遂行上不要となった場合、遅滞なく資料等を発注者に返還し、又は発注者の指示に従った処置を行うも

のとする。

エ 発注者及び受注者は、前各項における資料等の提供、返還その他処置等について、書面をもってこれを行うものとする。

(3) 作業場所の特定

ア 受注者は、本業務の履行に当たり、作業場所（住所、事業所名等）を特定するものとし、作業場所を特定したことがわかる書類（様式自由）を発注者に提出するものとする。

イ 受注者は、発注者に無断で当該作業場所以外での作業を行ってはならない。

(4) 実施計画書の提出

ア 受注者は、業務開始にあたり、契約締結後すみやかに4（1）の実施計画書を発注者に提出し、発注者の承諾を得た後、業務を開始するものとする。

イ 実施計画書には、次の（ア）から（エ）の項目について記載するものとする。

（ア）業務行程（作業項目、作業期間、日数及び人数等を記載したもの）

（イ）人員体制

（ウ）業務指示における発注者と受注者の連絡体制

（エ）その他、必要な項目

(5) 進ちょく管理

ア スケジュールを含むプロジェクト管理の責務は、受注者が負うものとする。やむを得ず作業スケジュール等を変更する場合は、事前にお互い書面をもって協議することとする。

イ 会議・打ち合わせ議事録の作成義務は受注者にあり、発注者はそれを承認するものとする。

(6) 打ち合わせ協議

本業務の円滑かつ適正な遂行のため、業務開始時等、必要に応じて打ち合わせ協議を行うものとする。

また、受注者は打合せの都度、打合せ議事録を作成し、発注者に提出するものとする。

(7) 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、本仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担するものとする。

(8) 損害賠償

受注者は、その責めに帰する理由により、委託業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(9) 守秘事項等

ア 本業務における納入物（中間納入物を含む。）については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用したりしてはならない。

イ 本業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。

ウ ア及びイの規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(10) 個人情報の保護

受注者は、受託業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱業務委託契約特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

受注者は、(11)の規定により本業務を発注者の承認を受けて第三者に再委託する場合は、当該

受託者に対して、特記事項を遵守させなければならない。

(11) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

(ア) 再委託の契約金額が本業務に係る契約金額の 50 パーセントを超える場合

(イ) 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

(12) 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

(13) 本仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

(14) 完了報告及び検査

ア 受注者は、6 (1) の本システムの構築業務が完了したときは、事業完了後 10 日以内に構築業務に係る業務完了報告書及び 4 (2) から (10) の納品物を発注者に提出し、検査を受けなければならない。

イ 受注者は、6 (2) の本システムの運用保守に関し、契約期間における各年度が終了したときは (年度途中において委託業務の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)、事業年度終了後、10 日以内に当該年度における業務完了報告書を発注者に提出し、検査を受けなければならない。

ウ 発注者は、前 2 項の業務完了報告書を受理したときは、その日から 10 日以内に委託業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

エ 発注者は、前項の規定に基づき検査を行った結果、委託業務を合格と認めたときは、その旨を受注者に通知しなければならない。

オ 発注者は、ウの規定に基づく検査に合格しないときは、発注者の指示に従って遅滞なくこれを修補し、発注者の検査を受けなければならない。

カ ウ及びエの規定は、前項の再検査の場合において準用する。

(15) 委託料の支払

ア 受注者は、委託料を請求する場合は、(14) ウ ((14) カにおいて準用する場合を含む。) の検査合格後に行うものとする。

イ 発注者は、(14) ウ ((14) カにおいて準用する場合を含む。) の検査を行った結果、委託業務を合格と認めたときは、その日から 30 日以内に委託料を受注者に支払う。

ウ 発注者が正当な理由なく前項に規定する支払期間内に支払を完了しないときは、受注者は、遅延日数に応じ未払金額に対し政府契約の支払遅延防止法等に関する法律 (昭和 24 年法律第 25 6 号) 第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を発注者に請求することができる。

(16) 専属的合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提起又は調停 (発注者、受注者協議の上選任される調停人が行うものを除く。) の申立てについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

ただし、民事訴訟法 (平成 8 年法律第 109 号) 第 6 条第 1 項に規定する場合については、大阪地方裁判所を合意管轄裁判所とする。

(17) 著作権の扱い

ア 本業務の履行過程で新たに生じた著作物に係る著作権（パッケージングソフトウェア等既存の著作物を適用する場合には、パッケージングソフトウェア等既存の著作物に係る著作権は除く）は、持分の半分を相手方に無償で譲渡することにより、発注者及び受注者の共有とするものとする。

なお、システムの改修等を行うのに必要な範囲で共有著作権を行使する場合、著作権法（昭和45年法律第48号）第65条第2項に基づく合意は要しないものとする。

イ アの規定による著作権の譲渡があった場合、受注者は著作者人格権を行使しないものとする。

ウ 発注者又は受注者は、納入物又はこれを複製し、改変し、翻案したものを販売、賃貸等することにより第三者の利用に供する場合（以下「販売等」という。）は、著作権法第65条第2項に基づき、相手方の合意を得るものとする。

エ ウの場合において、発注者及び受注者は、システムごとに、アの規定により共有する著作権に係る双方の持分、販売等により得られる収入の分配その他必要な事項を定めた契約（以下「販売等収入分配契約」という。）を別途締結するものとする。この場合において、発注者又は受注者が相手方に支払う額は、販売等により得られた収入に、販売等収入分配契約において定める著作権の持分の割合及び次に掲げる率を標準として販売等収入分配契約において定める率を乗じて得られる額に、当該額に対応する消費税及び分配契約において定めるところによる。

(ア) 県外に住所又は主たる事務所の所在地（以下「住所等」という。）を有する者が販売等をする場合

納入物に著しい翻案を加える場合	3パーセント
納入物に翻案を加える場合	9パーセント
納入物に軽微な翻案を加える場合	15パーセント
納入物に翻案を加えない場合	30パーセント

(イ) 県内に住所等を有する者及び鳥取県が販売等をする場合

納入物に著しい翻案を加える場合	1パーセント
納入物に翻案を加える場合	3パーセント
納入物に軽微な翻案を加える場合	5パーセント
納入物に翻案を加えない場合	10パーセント

(18) 追完請求権

ア 発注者は、納入物の引渡しを受けた後において、当該納入物が本契約書及び本仕様書で定める内容に適合しないものであるときは、受注者に対して相当の期間を定めて発注者の指示した方法により納入物の補修、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができ、受注者は、当該追完を行うものとする。

イ 発注者は、当該契約不適合（受注者の責めに帰すべき事由により生じたものに限る。）により損害を被った場合、受注者に対して損害賠償を請求することができる。

ウ ア及びイの規定は、発注者が受注者に対して行う損害賠償の請求及び契約の解除を妨げるものではない。

(19) 任意解除

ア 発注者は、(20)又(21)の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

イ 発注者は、アの規定により契約を解除する場合、契約解除の1ヶ月前までに文書により受注者に通知する。この場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、受注者はその損害の賠償を請求することができる。なお、その賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。

(20) 催告による解除

ア 発注者は、受注者が次の（ア）から（エ）のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（ア）正当な理由なく、始期を過ぎても本業務に着手しないとき。

（イ）本業務を遂行する見込みがないとき又は本業務を契約期間内に履行する見込みがないと認められるとき。

（ウ）正当な理由なく、(18)の履行の追完がなされないとき。

（エ）（ア）から（ウ）に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

イ 受注者は、アの規定によりこの契約を解除された場合、違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(21) 催告によらない解除

ア 発注者は、受注者が次の（ア）から（ク）までのいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（ア）本業務の履行不能が明らかであるとき。

（イ）本業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（ウ）本業務の一部の履行が不能である場合又は本業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

（エ）納入期限までに、受注者がシステムの納入をしないでその時期を経過したとき。

（オ）（ア）から（エ）までに掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が（20）アの催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

（カ）受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条に違反する行為又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。

（キ）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

（ク）次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

a 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

b 暴力団員を雇用すること。

c 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

d いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金融、物品その他財産上の利益を与えること。

e 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

f 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

g 暴力団若しくは暴力団員であること又はaからfまでに掲げる行為を行うものであることを知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

イ 受注者は、アの規定によりこの契約を解除された場合、違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(22) 解除の制限

(20) ア(ア)から(エ)まで及び(21)ア(ア)から(オ)までの規定に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、(20)及び(21)の規定による契約の解除をすることができない。

(23) 賠償の予定

受注者が(21)ア(カ)に該当する行為をしたと発注者が認めたときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として契約金額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

(24) その他

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

別記

個人情報取扱業務委託契約特記事項

(個人情報の取扱い)

第1 受注者は、この調達に係る業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この調達に係る業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らしてはならない。

2 受注者は、この調達に係る業務を処理するための個人情報の取扱いを伴う業務に従事している者又は従事していた者が、当該調達に係る業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この調達に係る契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(目的外収集・利用の禁止)

第3 受注者は、この調達に係る業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託業務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供制限)

第4 受注者は、この調達に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複製、複写の禁止)

第5 受注者は、この調達に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の適正管理)

第6 受注者は、この調達に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を毀損し、又は滅失することのないよう、当該個人情報の適正な管理に努めなければならない。

(提供資料等の返還等)

第7 受注者は、この調達に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(事故報告義務)

第8 受注者は、この調達に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等の内容を漏えいし、毀損し、又は滅失した場合は、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第9 発注者は、受注者が個人情報取扱業務委託契約特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。